

平成 30 年 6 月 8 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03075

研究課題名(和文) 連邦国家理論と法人理論 - 多元的国家秩序の動態把握の枠組構築の試み

研究課題名(英文) Federal Theory and Corporation Theory

研究代表者

海老原 明夫 (Ebihara, Akio)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：00114405

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：連邦国家理論と法人理論との密接な連関は、ラーバントが国家連合と連邦国家との区別を組合と法人の区別と同じだと説明したことからもよく知られている。その説明における法人とは、法主体という意味に過ぎないが、ラーバントは法人概念の核心を、構成員から観念的に分別された主体を構築することに求め、連邦国家の定義にもそれを応用した。オットー・マイヤーは「観念的分別」という技術的規律を私法・公法を問わずあらゆる種類の団体に適用し、包括的な団体理論としての法人理論を構築した。分別のあり方は各種法人の内部構造を規定するもので、そこから得られる知見は諸団体の組織論的把握にも発展させ得るものである。

研究成果の概要(英文)：Paul Laband described the distinction between the state union and the federal state as that between community and corporation. He found the core function of the corporation in making up a new subject of rights and duties, which is totally distinguished from members of the company. He explained the birth of a federal state according to the corporation theory. Otto Mayer followed this concept and applied it to many kinds of corporations not only of private but also of public law. The way of distinguishing who from whom in the corporation determines the inner structure of the corporation.

研究分野：基礎法学

キーワード：連邦国家 法人 ドイツ帝政期

1. 研究開始当初の背景

EU の構造分析に連邦国家理論の蓄積を生かすべきことは、ドイツのシェーンベルガーやフランスのオリヴィエ・ポーらが既に主張するところであるが、報告者のこれまでの研究からは、連邦国家論が法人理論と密接な連関を有することがあきらかになっていた。

2. 研究の目的

本研究は、EU をはじめとする多元的国家秩序を把握するための認識枠組みを構築するために、連邦国家理論が最も盛んに議論されたドイツ帝政期について、連邦国家理論と法人理論との連関を具体的に明らかにし、多元的国家秩序を把握するための複合的・構造的な視座を獲得することを目指すものである。

3. 研究の方法

法人理論は一方において法人という法主体の存在をいかなる場合に承認することができるか、という言うなれば法人の外部関係に関わる議論であると同時に、他方において法人財産の構成員財産からの分別という内部関係にかかわる論究を行うものである。法人の外部関係としての法主体性と連邦国家論との関わりについては、これまでも多くの指摘がなされているが、法人の内部関係をめぐる議論は殆ど注目されてきていない。本研究は、ドイツ帝政期に私法人のみならず公法人についてもその内部関係についての総合的考察を提供したオットー・マイアーを主な素材として分析し、それを通じて連邦国家理論、さらには多元的国家の理論に対する法人理論の貢献を析出しようと試みた。

4. 研究成果

(1) 連邦国家理論と法人理論

ドイツ帝政期連邦国家論の議論の軸を規定した最も重要な区別は、国家連合と連邦国家との区別であった。帝政期国法学における最重要人物であったラーバントがこの対立を、私法における組合と法人との対立と基本的に同一のものだ、としたことによって、連邦国家理論と法人理論とが深い関係を持つことは広く知られるに至った。そしてそのラーバントの理論に真っ向から挑んだゲルマン法学者ギールケは、ローマ法的・個人主義的私法理論に由来する組合と法人との峻別論を斥けて、連邦国家を含む国家等の団体の把握のためには、全体人格 (Gesamtpersönlichkeit) の概念を用いるべきであると主張したが、これもまたローマ法的法人概念に対抗すべきゲルマン法独自の概念としての全体人格を連邦国家に当てはめた限りで、やはり連邦国家理論と法人理論との連関を示す証左となっている。

ラーバントは組合は法関係であり、法人は法主体である、と述べる。だから国家連合は諸国家の間に法的関係が成立している、ということの意味し、連邦国家はそれ自体が一つ

の法主体であって、連邦を構成する諸州それぞれは法主体ではない、ということの意味する。しかし、この議論における法主体性とは、国家性ということに他ならない。国家連合は諸国家の連合であり、連邦国家は一つの国家である、という常識的な認識を、ラーバントは組合と法人の対比として言い換えたに過ぎないのであり、この文脈で法人概念を持ち出すことは、国家連合や連邦国家の構造について何か積極的な知見を付け加えるものではない。

(2) ラーバントの法人理論

しかしながらラーバント連邦国家論における法人理論の役割は、国家性の単なる言い換えに尽きるものではない。私法学者でもあったラーバントは、各種の商事会社の法人性を判定する基準を探求した長大な論文「商事会社法論研究」(1885年)で、法人の本質を財産の分別に求めた。そして種々の会社形態のうちで、会社の財産と構成員の財産とが完璧に分別されているのは、会社の債務に対する構成員の個人的責任を完全に排除している株式会社のみである、として株式会社のみに法人性を承認した。したがってラーバントによれば、構成員とは別個の主体が設立され、その財産が構成員の財産から完璧に分別されたときに、法人が成立したとみなされることになる。ラーバントはこの法人の成立の基準を、連邦国家の成立にもそのまま適用している。そもそも私法上の団体理論は、個々人が集まって関係を取り結ぶことからどのような団体を設立し得るのかを論ずるものであるから、その理論枠組が諸国家が集まって国家結合体を建設する場面にも応用できることは想像に難くない。もちろん、商事会社とは異なって国家結合体においては財産的な分別は問題とはならないから、結合しようとする諸国家とは別個・独立の主体としての連邦が建設され、そしてその連邦が構成国から観念的に分別されれば、連邦国家が成立したことが認められることになる。「支邦国は、自分たち自身がその基胎となる観念的人格に国家的に服属する」という連邦国家の説明も、「連邦は、その連邦に先立って存在して折り、この目的のために統合した諸国家によって生み出された。その諸国家こそが連邦にその憲法を付与した。そして連邦は、その誕生と同時に、その構造と組織とを自らとともにこの世に登場させた」という[ドイツ帝国の前身である]北ドイツ連邦成立についての説明も、法人についての基準をそのまま連邦国家に適用したものに他ならない。

(3) オットー・マイアーの法人理論

ラーバントが重要視した法人における観念的分別という要件は、オットー・マイアーによってさらに徹底され、汎用化されることになる。マイアーは主著『ドイツ行政法』第2巻で法人論についての詳細な叙述を行った

ほか、ラーバントへの献呈論文集(1908年)に「法人と公法におけるその利用可能性」と題した詳細な論文を掲載した。マイアーは自伝的叙述の中で、自分はラーバントが言わんとしたであろうことを述べたに過ぎない、という趣旨の発言をしているが、それはマイアーがラーバントの発想を忠実に受け継いで、「観念的分別」という統一的観点から法人理論を展開した、という事情を物語っている。

とは言え、マイアーの法人理論はどうやら学界にはあまり理解されなかったようである。とくに、マイアーが『ドイツ行政法』初版(1896年)では通説と軌を一にして国家法人説を標榜していたのに対して、20世紀になってからの諸著作では国家の法人性を否定したことは、奇異の念をもって受け止められた。国家を法人とみるべきではないとする根拠について、マイアーはさまざまな言い方をするのだが、それらが断片的に切り取られて次々と紹介されていく。たとえば、「国家は、国家自身が自分に服属する団体のために作った形式に詰め込むには、あまりに大きすぎる」、あるいは国家が法人であるとしたとしても、「主権者は依然として固有の権利にもとづく国家権力の担い手であり、したがって国家は法人ではなく、また法人と呼ぶことに何の意味もない」。これらはたしかにマイアーの発言なのだが、それがマイアーの理論の中でいかなる位置付けをされているかは必ずしも理解されていないのである。

マイアーの法人論、とくに国家は法人ではないという主張が正しく理解されてこなかった最大の理由は、マイアー理論を扱った論者が例外なく公法学者であって、マイアーの国家や公法人に関する叙述だけを考察の対象としてきたことに存する。マイアーは私法学者でもあって、博士論文ではローマ法の所有権移転理論を論じた経歴をもつ。だからマイアーは、ラーバントの場合と全く同様に、私法と公法の両方の領域を常に比較対照しながら法人論を展開したのである。そもそも「法人と公法におけるその利用可能性」という論文の題名自体が、考察が公法の分野だけに限局されるものではないことを示している。

オットー・マイアーの法人研究は、法人制度の技術的効果としての財産の分別がいかなる機能を果たすのか、ということをもさまざまな法人形態に即して明らかにした。商事会社等の社団法人では、財産の分別は会社債権者のためのものであって、会社の引き当て財産が社員もしくは社員の債権者によって取り崩されないための保障であることはよく知られている。同様に、公的慈善アンシュタルトにおいてはその慈善目的への寄進をした者たちが、そして公的年金機構や保険アンシュタルトなどでは掛け金払い込み者たちが、それぞれ財産の分別によって利益を受けることになる。これらの場合にはいずれも、法人の構成員や参加者ではなくて部外者が

財産分別の恩恵を受けている。それに対して、財団法人では財産分別の恩恵を受けるのは寄付者であるが、それは財団にとっての部外者ではなくて財団に帰属する者たちである。同様に堤防団体、水利組合、職業団体などの公的ゲノッセンシャフトでも、それらの団体の構成員たちこそが財産分別の受益者である。すなわちそれによって、彼らの出資金が団体のしかるべき目的以外に使われないことが保障されるのである。法人制度はその効果として財産分別という共通の技術的規律をもちながらも、財団と社団、アンシュタルトとゲノッセンシャフト、公法人と私法人、といった違いから、その財産分別機能の発現の仕方は異なってくるのである。換言すれば、財産分別という効果を共有しながらも、諸々の法人類型はそれぞれに異なった内部構造を備えるのである。

マイアーは、分別という技術的規律によって規定される各種法人の内部構造の問題と、権利義務の帰属主体という法人の外部的効果とを区別しており、内部構造の問題こそが法人という法技術の核心であると考えている。マイアーは国家の法人性を否定するが、国家が権利義務の帰属主体となることをも否定するわけではない。マイアーに対する批判の中には、国家が法人ではないとすると国家に権利義務を帰属できなくなるから不当である、という趣旨の主張をする者もあるが、それはマイアー学説の誤解以外の何物でもない。マイアーにとっては、権利義務の帰属主体となる、という外部効果は二次的な意義しかもたないのであって、それだけのことならばその団体は単なる「見せかけ法人」でしかない、と言う。そして国家もまたその限りで「見せかけ法人」と呼べることは、マイアーも否定しないのである。それに対して、国家においては、上述のような種々の法人類型の場合とは異なって、分別という効果を及ぼさせるべき対象がそもそも存在しない。国家が法人であると言っても、国家権力の担い手も支配が及ぶ対象も何も変化しはしないのである。法人をこのように高度に技術的な制度として捉え、しかもそれを私法人・公法人を貫く汎用性を備えた法制度と捉えた場合に、国家だけはその技術的制度に包摂することはできなくなる。マイアーが国家の法人性を否定したのは、このような背景があったわけである。

(4) 今後の課題

マイアーの法人理論は、財産分別という技術的規律から出発しながら、法人の組織的構造に対する透徹した洞察を導き出すものであった。このような視座は、多元的国家秩序をも含むさまざまな団体の分析にとって有益であろう。さらに法人の内部関係と外部関係との区別は、現代ドイツの私法解釈理論においても見出すことができるのであって、それもまたマイアー理論を手がかりとする法

人理論の深化にとっての貴重な素材である。それは、ドイツ有限会社法上のいわゆる存在壊滅責任をめぐる判例理論の展開である。事実上一人会社である有限会社を、その単一の社員が潰れてしまっ、その会社債権者に損害を与えた場合につき、法人格否認という外部的責任を負わせていた従来の判例を変更して、ドイツ連邦通常裁判所民事第3法廷は、その場合の社員の責任を会社の固有財産に対する侵害として民法第826条に基づく内部責任として処理する方針を打ち出した。これはまさに財産分別にかかわる外部責任と内部責任との区別であって、マイアー法人理論を踏まえた上での再検討の材料となるものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

6. 研究組織

(1) 研究代表者

海老原 明夫 (EBIHARA, Akio)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号： 00114405